

埼玉県シニアテニス連盟規約

(名 称)

第1条 本会は特定非営利活動法人日本シニアテニス連盟（以下「連盟」という。）の組織であり、日本シニアテニス連盟北関東地区（以下「北関東地区」という。）に所属し、埼玉県シニアテニス連盟（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、硬式テニスを通じて会員相互の親睦を図り、併せて健康増進と技術の向上を目的とする。

(会 員)

- 第3条
1. 埼玉県に居住するテニス愛好家で連盟に登録手続き並びに入会金を納入し、且つ第21条に定める年会費を納入した者をいう。
但し、他都府県在住者で本会に入会を希望し、前記内容を満たし、本会が適当と認めた者も含む。
 2. 会員の年齢は男性は60歳以上、女性は50歳以上とする。
 3. 名誉会長：前期会長を務め、または貢献した者。

(役員及び任期)

第4条 会員の互選により次の役員をおく。

会長	1名
副会長	1名
事務局長	1名
会計	2名
東西南北のブロック長	各1名
事務局員	若干名
監査	1名又は2名

- 第5条
1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。また北関東地区代表者又は副代表者を兼務する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
 3. 事務局長は、本会が行う行事の事務一般、及び会長が指示する業務を務める。
又、北関東地区の理事も務める。
 4. 各ブロック長は自ブロックの運営に必要なブロック役員を推薦し、運営する。

第6条 役員の任期は2年とし、留任は妨げない。
但し、任期途中で交代した役員の任期は、前任者の残余期間とする。

(事業)

第7条 本会は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 埼玉県内の施設を使用した親睦試合
2. 北関東地区大会及び他府県・他地区との交流試合
3. その他

(運営)

第8条 本会は、埼玉県を東西南北の4ブロックに分けて、運営していくものとする。

第9条 本会の運営は、原則として役員会の議をもって行い、必要があれば、総会の議を経るものとする。

第10条 役員会は、会長・副会長・事務局長・ブロック長・会計・事務局員を以て組織する。

第11条 役員会は、会長が招集し主催する。

第12条 役員会は、本会の運営などに関する事項について協議決定する。

第13条 役員会の議長は会長が務める。

第14条 役員会の議事は、役員の過半数が出席し、その過半数で決し、可否同数の場合は、会長が決するところとする。
同時に、その議事録を残す。

第15条 監査の職務は会計監査とする。

(総会)

第16条 毎年1回定期総会を開く。

第17条 総会の議事は、出席者の過半数以上の賛同をもって決する。

第18条 次の事項は、必ず総会の議を経なければならない。

1. 役員の選出
2. 事業報告・決算報告及び事業計画・予算
3. その他、重要と思われる事項。

(臨時総会)

第19条 次の事項の場合、臨時に総会を開くことができる。

1. 役員会が必要と認めたとき。
2. 1/3以上の会員から要請があったとき

(会 計)

第20条 本会の経費は①連盟及び北関東地区からの助成金、②会費、③事業収入、④その他寄付金等により賄う。

第21条 入会金・年会費

1. 入会金 5,000円（連盟に納付）
2. 年会費 1,500円（連盟年会費500円+本会年会費1,000円）
年会費は年度初めに納入することを原則とする。
但し当年12月31日現在90歳以上になる会員については、年会費を免除するものとする。

第22条 複数府県、地区への入会

会員は、希望すれば複数府県、複数地区に所属することができる。
その場合は、主たる所属府県または地区を決め、主所属へは所定の年会費を払い込み、副所属へは連盟年会費を除いた額を払い込む。
活動の参加は主たる地区、府県を所属とする。

第23条 各大会参加費はその都度徴収し、収支報告書を作成する。

第24条 事業年度及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会員の休会・退会・復会)

第25条 休会

会員は休会届を本会会長経由で連盟会長に届け出て、任意に休会することができる。
2年目以降休会の場合は、毎年10月末までに届け出をする。
休会期間中の年会費は免除される。
但し、連盟からの機関誌及び当会からの大会案内等は送付されない。

第26条 退会

会員は退会届を本会会長経由で連盟会長に届け出て、任意に退会することができる。
但し、以下の場合は退会したものとみなす。

1. 会員が死亡したとき。
2. 休会・退会の届けなく、年会費を1年以上滞納したとき。
3. 本会の名誉を毀損したり、また本規約に違反したとき。

第27条 復会

1. 休会者が復会する場合は、本会会長経由で連盟会長に報告するものとする。
その上で当該年の会費（1,500円）を納入することで復会することができる。
2. 一旦退会した会員が復会する場合は、次のいずれかを選択することにより復会することができる。
 - 1) 新規会員の入会手続きによる
 - 2) 復会費（退会後の年数×500円）と当該年度の年会費1,500円を納入する。
3. 本会会長は復会した者を、速やかに連盟会長に報告するものとする。

（ 附 則 ）

- 第28条 この規約に定める他、この規約の実施について必要な事項は、別に細則をもって定めることができる。
- 第29条 この規約の改正は、総会の決議をもって行う。
- 第31条 この規約は、2002年1月1日より施行する。
- 第32条 本会の事務所は、会長宅におく。
- 第33条 会計規定・年会費の処理等は別途細則に定める。

（2003年3月19日 改定）

（2004年2月19日 改定）

（2005年2月17日 改定）

（2006年4月10日 改定）

（2024年4月03日 改定）